

キャリアアップ助成金(一般職業訓練)計画届

提出日 平成 年 月 日

労働局長 殿

標記について、次のとおり提出します。

1	所在地（〒 ）		所在地（〒 ）				
事業主	名称	[代理人又は事務代理者・代行者]		電話番号			
	代表者氏名			名称			
				代表者氏名			
	印		印				
2	所在地（〒 ）	3 雇用保険適用事業所番号					
	事業所	名称	4 労働保険番号				
			5 企業の主たる事業		□小売業（飲食業を含む） □サービス業 □卸売業 □その他（ ）		
		電話番号 — —	6 産業分類				
7 企業の資本の額又は出資の総額	万円		8 企業全体の常用雇用する労働者数	人	9 企業規模	□ 大企業 □ 中小企業	
10 訓練コースの名称							
11 職業分類			12 受講予定者数	人	13 支給予定額	賃金助成	経費助成
						円	円
14 訓練の実施期間	初 日	年 月 日	最終日	年 月 日	15 総訓練時間数	時間	分
16 座学を実施する教育訓練機関（類型は裏面※1参照）	名称		所在地	(電話番号 — —)		類型	□ア □イ □ウ
	名称		所在地	(電話番号 — —)		類型	□ア □イ □ウ
17 訓練受講予定者の雇用形態	有期契約労働者等（期間の定めのある労働契約を締結する者等）（裏面※2）である。（ □ はい □ いいえ ） ※「いいえ」の場合、助成金の支給を受けることができませんので、ご注意ください。						
18 キャリアアップ計画の期間	平成 年 月 日から				平成 年 月 日まで		
19 届出に関する担当者	所属			電話番号	— —		
	氏名			F A X	— —		
				e-mail			

※労働局処理欄	
受付番号	受付印

- ※1 16欄の類型 (以下のアからウまでのいずれかの類型を選択し、該当する項目にチェック (☑) をつけてください。)
- ア 訓練実施事業主以外の設置する施設に依頼して行われる訓練 (講師の派遣を含む) であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練又はeの事業内訓練
- a 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発促進法第15の6第1項ただし書きに規定する職業訓練を行う施設
- b 各種学校等 (学校教育法第124条の専修学校若しくは同法第134条の各種学校、又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。)
- c その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
- d その他当該訓練に係る助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体の設置する施設
- e 外部講師の活用や社外の場所で行われる訓練であって、事業主が企画し主催したもの
- イ 事業内訓練又は事業外訓練として行われる認定職業訓練 (職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練をいう。)
- ウ ア及びイ以外の事業内訓練であって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力 (当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね5年以上) を有する者により実施される職業訓練
- ※1 事業外訓練とは、事業主以外の者が企画し主催するものをいいます。
- ※2 事業内訓練とは、事業主が企画し主催するものをいいます。
- ※3 ウを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類を添付してください。

- ※2 有期契約労働者等は、次のア又はイのいずれかに該当する者です。
- ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者 (a の短時間労働者及びb の派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。)
- a 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号) 第2条において規定される短時間労働者 (同一の事業所に雇用される通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い者をいう。)
- b 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号) 第2条 (以下「労働者派遣法」という。)) において規定される派遣労働者
- イ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者 (a の短時間労働者又はb の派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む) のうち、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員以外のもの

提出上の注意

- 1 次の①から⑧のいずれかに該当する場合には、本助成金 (人材育成コース) は支給されませんのでご注意ください。
- ① 本助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、3年間の不支給措置がとられている事業主
- ② 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号。)) 第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。) の労働保険料 (同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。) を納付していない事業主 (支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。)
- ③ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反 (船員に適用される労働関係法令違反を含む。) を行った事業主
- ④ 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第4項に規定する接待飲食等営業 (同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業 (接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと (当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)) を内容とする営業に限る。) を行っている事業主
- ⑤ 暴力団関係事業主 (以下の(1)又は(2)に該当する者をいう。以下同じ。)
- (1) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
- 事業主又は事業主の役員等 (事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) であるとき
- (2) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主
- a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主
- b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主
- ⑥ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産 (雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号) 第35条第1号に規定する倒産をいう。) している事業主 (再生手続開始の申立て (民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。) 又は更生手続開始の申立て (会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。)) を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)
- ⑦ 職業訓練計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から当該訓練に係るキャリアアップ助成金の支給申請書の提出日までの間に、当該職業訓練計画を実施する事業所において、雇用保険被保険者 (ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。) を事業主の都合により解雇等 (退職勧奨を含む。) をした事業主 (天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)
- ⑧ 職業訓練計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から当該訓練に係るキャリアアップ助成金の支給申請書の提出日までの間に、当該職業訓練計画を実施した事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者 (以下「特定受給資格者」という。) となる離職理由のうち、1 A又は3 Aに区分される離職理由により離職した者 (以下「特定受給資格離職者」という。) として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における支給申請書提出日における雇用保険被保険者数で除した割合が6 %を超えている (特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。) 事業主
- 2 上記1を含め、事前に助成金の支給要件等をよくご確認ください。(助成金の支給要件等の詳細はパンフレット等をご覧ください。また、不明な点は届出事業主の事業所の所在地を管轄する労働局 (以下「管轄労働局」という。)) にお問い合わせください。)

- 3 この届出は、一般職業訓練（OFF-JT（生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練）をいう。）を実施する場合に、原則、訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前までに、次の書類を添えて管轄労働局長に提出し、訓練計画開始の前日までに受給資格認定を受けてください。なお、④の書類については、訓練計画届の提出と同時に提出することができない場合は、訓練開始日の前日までに提出してください。なお、職業訓練の開始日と雇い入れ日が同日となる等、訓練開始日の前日までに提出することができない場合は、提出が可能となった後、速やかに提出してください。
- ① 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類
- a 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合
登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等
- b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
事業所確認表（様式第8号）
- ② 訓練の実施内容を確認する書類（訓練カリキュラム等）
- ③ OFF-JTの講師要件を確認する書類（16欄の類型でウを選択した場合のみ添付）
- ④ 訓練期間中の対象労働者の雇用形態を確認できる書類（労働条件通知書等）
- ⑤ その他管轄労働局長が必要と認める書類

記入上の注意

- 1 各欄ともこの訓練実施計画の届出日における現況を記入してください。
- 2 5欄は、該当する業種に欄に☑をつけ、「その他」の場合には（ ）内に具体的な業種を記載してください。（事業の区分は、日本標準産業分類（総務省編）に基づきます。）
- 3 6欄は、事業の区分について、次のAからTまでの産業分類から選択し、アルファベットで記入してください。

【総務省編日本標準産業分類（大分類）】

- A 農業・林業

B 漁業

C 鉱業、採石業、砂利採取業

D 建設業

E 製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

G 情報通信業

H 運輸業、郵便業

I 卸売業、小売業

J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業

M 宿泊業、飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業

O 教育、学習支援業

P 医療・福祉

Q 複合サービス業

R サービス業（他に分類されないもの）

S 公務（他に分類されるものを除く）

T 分類不能の産業

- 4 7欄は、企業の資本金又は出資の総額を記入してください。
- 5 8欄は、この届出を提出する企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。
- 6 9欄は、該当する企業規模に☑をつけてください。中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食業を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が50人以下		
サービス業	〃	5,000万円以下、又は	〃 100人以下
卸売業	〃	1億円以下、又は	〃 100人以下
その他	〃	3億円以下、又は	〃 300人以下

- 7 11欄は、10欄の訓練コースに該当する職業について、次のAからKまでの職業分類から選択し、アルファベットで記入して下さい。
- 【厚生労働省編職業分類（大分類）】

- A 管理的職業
- B 専門的・技術的職業
- C 事務的職業
- D 販売の職業
- E サービスの職業
- F 保安の職業
- G 農林漁業の職業
- H 生産工程の職業
- I 輸送・機械運転の職業
- J 建設・採掘の職業
- K 運搬・清掃・包装等の職業

- 8 13欄は、支給予定額を算出する欄です。以下のⅠ及びⅡの計算により、金額を算出してください。
- ※ 本欄に記載する金額は支給予定額です。記載した金額の支給を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

Ⅰ OFF-JT（賃金助成）

12欄の
受講予定者数

15欄の
総訓練時間

助成額

〇人

×

〇時間

×

1人1時間あたりの助成単価
☐中小企業 800円
☐大企業 500円

=

〇円

※1人1コース当たり1,200時間を限度。小数点以下切り捨て。

Ⅱ OFF-JT（経費助成）

i 事業内訓練

①部外講師の謝金

②施設・設備
の借り上げ費

③教材費・教科書代

(①+②+③)の
額

12欄の受講予定者数

〇円

+

〇円

+

〇円

〇

×

〇人

=

〇円

※1時間あたり3万円を限度

※小数点以下切り捨て。

ii 事業外訓練

iii 経費助成額の合計

1人あたりの入
学科及び受講
料

12欄の受講予定者数

助成額(b)

(a) + (b)

〇円

×

〇人

=

〇円

〇円

※小数点以下切り捨て。

※ 訓練受講予定者1人あたりの経費助成額が次の訓練時間数(OFF-JTに限る。)の区分に応じた上限額を超える場合は、当該上限額に対象労働者数を乗じた額が経費助成額となります。

また、Ⅱ OFF-JT（経費助成）の額が未定の場合は、次の訓練時間数の区分に応じた上限額をOFF-JTの経費助成額として13欄に記載してください。

【経費上限額（括弧内は大企業の額）】

訓練時間数が100時間未満の場合 10万円（7万円）

訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円）

訓練時間数が200時間以上の場合 30万円（20万円）

- 916欄が不足する場合は、適宜別紙（任意様式で可）等に記載願います。
- 1017欄は、訓練受講予定者の状況について、該当する欄に☑をつけてください。また、本届を提出する時点で訓練受講予定者が決定していない場合は、見込みの状況を記載してください。なお、訓練受講予定者が、当該要件を満たさない場合、助成金の支給を受けることができません。
- 1119欄は、本届出に関し、労働局と質疑が可能な方を記入してください。

その他

- 1確認を受けた後に、実施計画内容を変更する場合には、「キャリアアップ助成金(一般職業訓練)計画変更届」を提出してください。ただし、以下の①から③までのいずれかに該当する場合、変更届を提出する必要はありません。

①9欄の企業規模を変更する場合。

②12欄の受講予定者数を減らす場合。

③13欄の支給予定額を減額する場合。
- 2一般職業訓練の助成対象時間（期間）は、1コースあたり20時間以上かつ1年以内である必要があります。
- 3訓練に付随する内容については原則、助成対象といたしません。また、次の①から③までは助成対象となる訓練時間数から除外します。

①合計1時間を超える開講式、閉講式、オリエンテーション

②昼食等の食事を伴う休憩時間

③1日1時間を超える小休止
- 4同一の対象労働者に対する一般職業訓練の支給申請回数は年度1回となります。
- 5一般職業訓練の対象労働者に対して、同一の年度に有期実習型訓練、中長期的キャリア形成訓練及び育児休業中訓練を実施することはできません。
- 6企業規模は本訓練計画届の提出時に確認します。本訓練計画届の提出後に企業規模が変更になった場合であっても、本訓練計画届の提出時に確認した企業規模で支給を行います。
- 7国や都道府県から補助金を受けている施設の訓練の受講料は、原則、助成対象となりません。

(例)・認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている訓練の受講料

・都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料

・キャリア形成促進助成金の団体等実施型訓練の実施計画書を提出している事業主団体等が実施する職業訓練の受講料等
- 8訓練計画届の提出日から6か月以内に訓練を開始する必要があります。
- ※1「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。
- ※2「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。